

になつたもので、門流に屬する藝術がすべて傳授金を要する様になつたのはその爲である。これを廢したなら京都は滅びて了ふかも知れないが、然し藝道は却つてその爲に發達する様になるのではないかと思ふ。

時代の推移と家元制度といふ事についての意見は先づ此邊で止めて置くのが至當であると思ふ。これから先如何に變化するか、勃興か滅亡かは各

人々々の考へに任するより外に道はないであらう理論の行き道は明かに解つてゐる。けれ共錯綜した情實はその明かな道に擲まつて行く所を迷はせる。然し家元制度が如何に變遷するとも能樂の生命はあまり悲觀するには及ばぬ、これは國民の藝術である、時代の推移に従つて多少の變化は免かれぬとしても、その生命は割合に安全であらうと思ふのである。

家元制度の認め方

工學博士 古市公威

▽敬意を拂ふ程度

家元とか、家元制度とか云ふ事を論ずるには、家元なるもの、由來、家元制度なるもの、成立を

根本的に——歴史的に調べて見た上でなければ、確たる事は云はれぬ。然し、夫れは非常に時日と努力とを要する事で、予は到底そんな餘裕を有た無い。

だが思ふに、家元なるものは、或人が或事を創め、世人も之れに同意し、乃て初めて出來たものぢやあなからう乎。今日の語を以てすれば、專賣特許——聊か卑近の語だが、マアそんなものに相違あるまい。此の點から云へば、ブレリオも亦ブレリオ式飛行機の家元と稱する事が出來やう。何もブレリオに限つた事は無い、予と雖も今茲で、何か或事を創始して、古市と云ふ家元になる事も出來るに相違ない。

ならぬ問題である。早い話が今日の特許權にした處で、十五年經過すれば其の効力は消滅して了ふし、一方又特許權を得たものでも、それに改良を施して更に一種の特許權を得る事さへも出來るのだから、然うなると随分複雑したものとなつて來る。斯う云つたからとて、能樂の家元を特許權同様に取扱はふと云ふのでは無い事を斷つて置く。

▽家元制度に對する感想

斯うして家元なるものが初めて出來たとすれば其の人の功績に對して敬意を拂ふは當然の事と思ふ。然らば其の子孫に對しては何う乎。縦んば必しも其の祖程の力は無いとして、之れに對し猶且其の祖に對する敬意を表したからとて、何も怪しむべき事は無からう。

次に、家元制度なるものに就いて、予は常に慙う思つてゐる。

唯併し、何の程度まで敬意を表すべきもの乎、と云ふ事になると、是れは餘程考へて見なければ

徳川幕府は家元の權を或方法で認めてゐた。併しそれは要するに徳川幕府の認め方である。其の認めた通りを、今日——現代にも推し及さなければならぬものである乎、何う乎。言を換へて云へば、家元制度なるものが、徳川時代に成つたものを、萬代不易のものとして、何時々々までも存

續し得べきものなりや、否や。

或は之れを萬代不易なものとして、何處までも推し通さうとしてゐるものもあるやうだが、予は之れに對して何とも決答を與へる事は出来ぬ。之れに對して決答を與ふるには、家元の由來からして十分に調べた上でなければならぬ。結局予には解らないのだ。

然るに家元制度に就いて云爲する人もあるやうだが、家元制度に對する觀察は、如何にも上ツつらな、薄い、そして淺いものゝやうに思はれる。未だ以て家元制度其の物にすら觸れてゐないやうに考へらるゝものが多い。

▽ニタ通りの認め方

家元なり家元制度なりの認め方にも、凡そニタ通りあるやうに思ふ。

其の一つは徳義的の認め方である。即ち徳義上

の敬意を拂ふのであつて、精神的のものである。他の一つは、人造的の認め方である。是れは法律の如きものを以て認める方法で、前のが精神的であるに對し、是れは形式的の認め方であるとも云へやう。

人造的の認め方が形式的だからと云つて、一概に却く可きでない。斯様の認め方も或場合に於て必要と思ふ。併しながら、其の性質上から云ふ時には、徳義的の認め方は人造的の夫れよりも永續し、且つ不易である。

能藝起つて以來茲に幾多の星霜を閲してゐるのであるから、其の間經過した時代々々に依つて此の二種の認め方なるものが、複雑に入り込んでゐる事と思ふ。果して何れだけが徳義上の認め方であり何れだけが人造的であるかを詮議し、好く吟味して見たならば、或は意外の感に打たれる事があるかも知れない。

大夫藝の權威

森 山 茂

▽大和に於ける金春大夫の勢力

舊幕時代を知るものは、其の時代に於ける能役者殊に家元、大夫なるものゝ如何に權威あつた乎をも亦知つてゐるであらう。之れを今日に比較すれば實に霄壤の差も霄ならぬ。

予は他流の事は知らぬが、金春大夫の事だけは熟知してゐる。

元來大和の國に於ける金春の勢力は非常なもので、郡山だけに少數の實生流を汲むものはあつたが、是れは先づ例外として、一國悉く金春流のみで持ち切り、謠と云へば金春流の外には無い位にまでも思はれてゐたのであるから、従つて金春

大夫の勢力も亦素晴らしいものだつた。

其の奈良に於ける邸宅の如きは、藏の三棟もあり、下女下男は知行から徴發して十人の多數に達し、更に驚くべきは私牢の設けさへもあつた。そして大夫はと云ふと平素家に居る時は、奉書納の五ツ紋に献上博多の帯と云ふ服装で、門下並びに家人からは主と呼ばれ、嚴然として構へてゐたのである。

大夫が外へ出る時は籠駕で、供待は土下座をせぬ計りの敬意を拂ひ、旅舎に行けば大夫の宿るべき旅舎は其の以外のものとは一軒別に定められてゐた程のもので、すべてが宛然大名を見るやうであつた。